令和８年度　四万十町窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、四万十町窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の履行に最も適した相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

２．業務委託の概要

（１）業　務　名　：令和８年度　四万十町窪川地域教育施設等整備基本構想委策定委託業務
（２）業 務 内 容　：四万十町窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務仕様書のとおり
（３）履 行 期 間　：委託契約締結日から令和９年３月１２日まで
（４）契 約 方 法　：公募型プロポーザルによる随意契約

３．参加資格

（１）高知県内に本社、もしくは営業所を有し、一級建築士が２名以上在籍する事業者であること。
（２）高知県及び高知県内自治体において指名停止を受けている者でないこと。
（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
（５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
（６）四万十町暴力団排除条例（平成 22 年四万十町条例第 20 号）に違反していないこと。
（７）本業務について同等又は類似の実績（経験）があること。
（８）納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村民税について滞納がない旨の所管の税務署長、都道府県税事務所長及び市町村長の証明書（国税については納税証明書（その３））が提出できること。

４．日程

（１）実施手続きの開始・公表　　令和８年　９月１６日（水）
（２）実施要領等に関する質問の受付締切　　令和８年１０月　５日（月）12 時必着
（３）実施要領等に関する質問の回答（公表）　　令和８年１０月１４日（水）

（４）参加申込書兼誓約書の提出　　令和８年１０月　９日（金）17 時必着
（５）企画提案書等の提出　　令和８年１０月１６日（金）17 時必着
（６）プレゼンテーション審査　　令和８年１０月２２日（木）
（７）結果の通知　　令和８年１０月２８日（水）
（８）契約前打合せ　　令和８年１１月　４日（水）
（９）契約締結・公表　　令和８年１１月　６日（金）予定

５．質問の受付及び回答
（１）受 付 期 間　：令和８年１０月　５日（月）12 時まで
（２）受 付 方 法　：「質問票」（様式３号）により電子メールで提出するものとし、電話や来庁による口頭での質問や FAX での質問は受け付けません。
（３）質 問 方 法　：メールの件名を「プロポーザル質問書（会社名）【令和８年度窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務】」とし、担当課まで電子メールにより行う。
（４）回答と公表　：令和８年１０月１４日（水）を目途に四万十町公式ホームページに掲載します。
（５）連 絡 先 等　：メールアドレス　113000@town.shimanto.lg.jp
（６）質問票は、質問期間後半に纏めて送信するのではなく、都度送信（何度かに分けても可）にご協力願います。

６．参加申込書・企画提案書の提出方法
（１）提　出　先　：四万十町学校教育課
（２）提 出 方 法　：書面による持参又は郵送（宅配便可）とする。
（３）提 出 書 類
①参加申し込みに係る書類（令和８年１０月　９日（金）17 時を提出期限とする。）
ア．　参加申込書兼誓約書（様式第１号）
②企画提案に係る書類（令和８年１０月１６日（金）17 時を提出期限とする。）
ア．企画提案書（様式任意）
イ．会社概要等（様式第２号）
ウ．暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第４号）
エ．類似業務実績(様式５号及び６号)
オ．基本構想工程計画（様式第７号）
カ．本業務の実施方針（様式第８号）
キ．現窪川中学校位置での、中学校、小学校の整備と、現窪川小学校位置でのくぼかわ保育所整備について（様式第９号）
ク．本業務についての提案（様式第 10 号）

ケ．見積書（消費税及び地方消費税を含む）
コ．納税証明書又は完納証明書（証明日が３か月以内のもの）
サ．法人登記簿謄本
シ．直近の財務諸表

（４）提 出 部 数　：提出部数は正１部、副(写し)７部とする。

（５）留 意 事 項

① 企画提案書は、A4 判印刷、カラー印刷を基本とし、考え方を文書、イメージ図・イラストを使用し、分かり易く簡潔に作成すること。

② １事業者１件の提案に限り、複数の提案は認めない。

③ 企画提案書には、真に必要な場合を除き、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

（６）提　出　先　：四万十町役場　学校教育課

〒786－8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

・持参する場合

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）

・郵送・運送で提出する場合

封筒の表に「令和 8 年度　窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務」と書き、送付してください。

７．選考方法

（１）事業者は「公募型プロポーザル方式」により選考します。

（２）提案内容、プレゼンテーション、見積金額等による総合的な評価を実施し、最も得点の高い事業者を契約交渉相手方として選定します。評価点の割合は次表のとおりとします。

・評価点の割合

技術点	【A】企画提案書	80 点
	【B】プレゼンテーション	
価格点	【C】業務委託料	20 点

（３）前項の事業者と合意に至らない場合は、次に評価の高いものから順に交渉を行います。

（４）選考は「令和 8 年度　窪川地域教育施設等整備基本構想委託業務受託候補者選定審査会設置要領」(以下「審査会設置要領」という。）で定める選定審査会において決定します。

８．プレゼンテーション

（１）日程　　令和８年１０月２２日（木）

（２）場所　　高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17
　　四万十町役場　（詳細は別途連絡）
（３）実施時間　　１社 50 分以内（プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 20 分以内）
（４）参加人数　　５名以内で資料は持参してください。
　　プロジェクター・OA タップ等機材が必要な場合は持参してください。
（５）プレゼンテーション手順
　　仕様書の順に沿って説明を行ってください。
（６）原則、一般公開は行わないものとします。
（７）プレゼンテーションは以下の観点で評価します。

	審査項目	観点
1	説明・提案	プレゼンテーション（説明）の分かりやすさはどうか
2	事業目的の理解度	目的にあった提案内容か
3	信頼性・誠実性	業務への取り組み意欲・業務の遂行が円滑に行えるか
4	技能・実績	提案業者の技能・実績はどうか
5	効率性・有効性	提案内容の効率性・有効性はどうか
6	実現性・実効性	提案内容の実現性・実効性はどうか

９．結果通知
（１）通知結果　　選定作業終了後全ての提案業者に書面で通知する。
（２）「10.契約前打ち合わせ」で選定された事業者と合意に至らない場合、または当該事業者が辞退した場合は、次に評価の高い事業者に連絡するものとします。

10. 契約前打ち合わせ
（１）日程　　令和８年１１月　４日（水）
（２）場所　　四万十町役場（詳細は別途連絡）

11. 失格事項
参加者がいずれかに該当する場合は失格とします。
（１）「３．参加資格」を満たしていない場合。
（２）提出書類に虚偽があった場合。
（３）実施要領に違反した場合。
（４）公正を欠いた行為があったと選定審査会が認めた場合。
（５）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合。
（６）提出書類に不備や錯誤があり、選定審査会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
（７）正当な理由なく、プレゼンテーションやヒアリングに応じなかった場合。

（８）公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
（９）「７．選考方法」に基づき評価した結果、選定審査会による評価点が最低条件を下回った場合。

11. 留意事項

（１）ご提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、貴社に断りなく第三者（選定審査会を除く）への配布は行いません。ただし、四万十町情報公開条例（令和５年四万十町条例第３号）で定義する公文書に該当するため公開請求があった場合は、請求者に対して公開することがあります。そのため、企業秘密等に該当し、非該当とする必要がある箇所についてはその旨を記載してください。
（２）本提案にかかわる資料作成、提出等に要する経費については貴社で負担してください。
（３）ご提供いただいた情報・資料は返却しません。
（４）本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
（５）ご提供していただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

12. お問い合わせ先

四万十町役場　学校教育課
〒786－8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17
電 話：０８８０－２２－２５９４
ＦＡＸ：０８８０－２９－００７３
Ｍａｉｌ：113000@town.shimanto.lg.jp
担当：横山　光一　・　北村　真那斗